

中京工業地帯と工業用地問題（上）

昭和三〇年代前半期における工業用地造成計画をめぐる諸問題

杉野園明

はじめに

われわれが、ここで分析対象としている中京工業地帯とは、愛知県の臨海工業地帯という極めて狭い規定にもとづいたものである。

もともと中京工業地帯というのは、「一般的に愛知県、三重県、岐阜県にまたがる地域を指している。また名古屋、桑名、四日市など臨海工業地帯だけをとつて伊勢湾工業地帯と呼ぶこともある。⁽¹⁾」ということになつてゐるので、愛知県の臨海部だけをとりだして、これを中京工業地帯とすることはやや困難である。にもかかわらず、あえてこれを中京工業地帯としたのは次のような理由からである。

いうまでもなく、中京工業地帯には、戦前からの瀬戸焼、美濃焼、万古焼（四日市）などの陶磁器業をはじめ、かつての中京工業地帯を代表した尾西の紡績・繊維産業があり、さらには紡織機をはじめとする機械工業および豊田の自動車工業があるが、その多くは消費財を中心とした内陸型の軽工業である。ところで、昭和三〇

年代の中頃からはじまる高度経済成長を担つたものは、鉄鋼、石油精製、石油化学などの臨海性工業であった。中京工業地帯をこの高度経済成長と関連させながら、その工業立地の実状とその問題点を明らかにしようとすれば、この時期に臨海性の重化学工業化を急速におしすすめた愛知県の名古屋市南部地区、衣浦地区、東三河地区、とりわけ中京工業地帯を軽工業地帯から重化学工業地帯へと質的に転換させる地盤となつた名古屋市南部地区にこそ焦点を置かねばならないであろう。

本稿では、高度経済成長期において中京工業地帯の質的転換とその発展を担つた名古屋臨海工業地区を対象としてとりあげ、その重化学工業化と関連させながら工業団地の造成・取得に関する諸問題を究明することを目的としている。名古屋市南部臨海地帯だけでもつて中京工業地帯とすることはもとより難点のあるところであるが、あえてそのような表題にしたのは前述のような意味においてである。

なお紙数の関係で（上）は、昭和三〇年代前半期における工業用地造成計画に関連して問題点を整理した。（下）については、高度経済成長期における工業用地造成・取得に関する諸問題をとりあつかうことを予定している。

（1） 山本正雄編『日本の工業地帯』、岩波新書、昭和三四四年、一〇三ページ。

（）

われわれはまず、高度経済成長期以前の中部工業地帯、とりわけ名古屋を中心とした愛知県の工業用地問題について、その概略をみておくことにしよう。

中京工業地帯と工業用地問題（上）（杉野）

表1 中京工業地帯の埋立計画
(昭和30年段階)

四日市地区	22.2万坪
名古屋西部	531.0
名古屋南部	438.0
衣が浦地区 (蒲郡)	308.0 (32.0)
(御津大塚)	(159.0)
合 計	1,490.2万坪

注) 山本正雄編『日本の工業地帯』
S34. 132ページ。

※ 科学技術庁計画案
カッコ内は愛知県がつけ加えた
もの。

昭和三〇年現在では、「愛知県では工場敷地として一、一八三万坪が使われ、六一三万坪が工場誘致の敷地（臨海埋立地を除く）として予定されている。内陸部では立地条件として比較的融通性に富む機械器具、織維関係の工業が対象となるが、大規模な計画的な工業用地とするには土地のまとまり方、所有関係、入手価格、宅地の進出などの点で困難な面が多い。そこで問題は今後海面の埋立がどの程度可能かどうかにかかる。」とされている。つまりここでは、新規大規模工業用地が名古屋を含めて既存の大工業地帯内部ではきわめて困難であるということ、この困難がまとまつた広大な用地の欠陥、所有関係の複雑さ、用地価格の高騰、宅地化の進展による苦情などに起因しているということがいわれているのである。こうしたいくつかの困難を排除しつつ大規模工業用地を確保しようと思えば、つまるところ海面埋立による用地造成という形態をとらざるをえないということになる。

さて、昭和三〇年段階における中京工業地帯の埋立計画として「科学技術庁計画案」なるものがあり、さらに愛知県によって付加された部分もあわせたものとして、表1のような案が紹介されている。

この計画案に対し、さきの『日本の工業地帯』では、次のように述べられている。

「愛知、三重、岐阜三県を含む中京工業地帯には、現在一五〇〇万坪に近い埋立計画がある。このうち名古屋西部は地質が軟弱で地盤沈下の現象もあり、殊に背後地は低湿な水田地帯であるために、工業地とする

には多少問題がある。これに対し名古屋南部は名古屋港に接続し、地盤もよく、浚渫の条件もよく、背後地が洪積層の丘陵地で住宅地にも適しているから、極めて有望だとされている。この地区の埋立だけでも、京浜地区の効果的埋立地（三七〇万坪）より広く、阪神の埋立予定地（一一八万坪）の四倍に近い面積をもつていて、⁽²⁾このような広大な臨海埋立工業地帯の形成ということを展望しつつも、なお当時の愛知県における工業用地の造成状況は次のようなものであった。

「昭和二八年から昭和三一年度までの「工業用地造成は」：約一〇〇万坪に達しており、これを年度別に見ると昭和二八年度三六%、昭和二九年度五・六%、昭和三〇年度一五・八%、昭和三一年度四四・六%となつて、このうち埋立造成は、名古屋臨海工業地帯の九六千坪が主たるものであり、内陸部については、農地転用及び旧軍用地跡利用が相半ばしている。⁽³⁾」

この文章からもわかるように、愛知県における埋立による工業用地の造成は昭和三〇年頃では、工業用地全造成面積のおよそ一割程度のものでしかなかつた。またこの文章は、愛知県における戦後の工業立地が農地転用と旧軍用地の利用によつておこなわれたことを示すと同時に、広大な臨海工業用地の造成は昭和三〇年頃までさほど必要ではなかつたということを物語つてゐる。ちなみに、中京地区における昭和三四年までの工業立地状況を示すと表2のようになる。

だが、「工業用地にはさほど困らない」という中京地区の事情も昭和三〇年以降は次第に変化しはじめる。そうした状況については、多くの資料によつて知ることができるが、以下、それらが発表された年次の順序で、『中部経済五ヶ年計画』（昭和三二年三月）、『名古屋市将来計画要綱』（昭和三二年九月）、『愛知県地方計画』（昭和

表2 主要工場立地状況（昭和23～34年）

業種 年度	紡績	紙・パルプ	化学	金属	機械・機具
昭和 23	日本毛織 弥富 日清紡 岡崎 大同毛織 守山			東海軽金属 名古屋	
24					明電社 名古屋 日本電装 刈谷 愛知工業 刈谷
25	大日本紡 大高 近藤紡 津島				
26	近江綿糸 大垣 倉 紡 安城 帝 人 名古屋 大日本紡 豊橋 川島紡 木本 三菱レーヨン 吳羽紡 鈴鹿	王子製紙 春日井	モンサント化成 四日市 モンサント化成 名古屋 日本レーヨン 岡崎 東洋レーヨン 岡崎 三井化学 名古屋		
27	近江綿糸 津		旭ダウ 鈴鹿		
28			三菱化成 四日市		
29		三井木材	名古屋		
30	民成紡 犬山 敷島紡 一宮		昭和石油 四日市		
31	名古屋紡 穂積 都築紡 鵜沼	日本ハードボード 名古屋		東都製鋼 豊橋 中部鋼板 名古屋	
32	日本毛織 鵜沼 倉毛紡 鈴鹿 日本硝子繊維 津	名古屋パルプ 岐阜	日本合成ゴム 四日市		
33				中山製鋼 武豊 東海製鉄 横須賀	
34					本田技研 鈴鹿

「愛知用水史」愛知用水公団、昭和43年、p.67ページ。

三三年一二月)、『中京工業圏確立に関する勧告』(昭和三四年九月)が工業用地問題にどう言及しているかをみていくことにする。

中部経済連合会は、これまで「中部経済発展上の陥路となつてゐた諸問題、例えは電源緊急開発(昭和二六年)、伊勢湾総合整備(昭和二八年)、テレビジョン放送免許(昭和二九年)、四日市旧海軍燃料廠の活用と四日市総合化学工業地帯の整備拡充(昭和三〇年)、名四国道の建設(昭和三一年)等の解決に努めて來た」⁽⁴⁾のであるが、昭和二年三月には、昭和三一年から三五年にいたる『中部経済五ヶ年計画』を発表し、工業振興政策およびそれとの関連で工業立地問題について次のような提起を行つてゐる。いうまでもないことであるが、工業立地や工業用地に関する諸問題は、現実の経済動向を抜きにしては論することはできないので、やや煩雑になるが、これを機会に、中京工業地帯をめぐる経済動向についてみておくこととする。

この『中部経済五ヶ年計画』では、鉱工業生産について基準年から目標年次の昭和三五年までに全体で、一七一%の増加を見込んでおり、その内容については「紡織業は一五〇%に増加するのに対し、石油および石炭製品製造業は三六三%に、第一次金属製造業は一八四%に増加する。このため紡織業の生産高が、全産業の生産高に首位を占めることは今後も変りはないが、業種別構造比率としては……やや低下し、重化学工業の構成比率はやや上昇する」⁽⁵⁾といふ具合になつてゐる。

また貿易関係では一四七%の増加しか見込まれていないが、「輸出品中現在も今後も、その金額において主要な地位をしめるものは非金属鉱物製品(陶磁器、板ガラス等)および機械類」⁽⁶⁾、その次に繊維および同製品となり、これら中京工業地帯を代表する三業種で昭和三〇年には七三・二%をしめていたものが、昭和三五年には七七・

一%となつてゐる。⁽⁷⁾

また「輸入品中その首位を占めるものは纖維原料であり、食糧農産物がこれに次ぐ。しかし、ともに今後の増加は比較的少ない。これに対して鉱物性燃料（石油等）および金属鉱石およびくず（くず、鉄等）の増加は著しく、三〇年に対し、三五年はそれぞれ四一四%、一二五七%に増加すると予想される。⁽⁸⁾」（傍点は原文のもの）といわれてゐる。とはいへ、纖維原料がしめる比重は六五%と圧倒的に大きく、食料農産物を加えると、昭和三五年の輸入品比重で、七九・四%という高い数字に達するものとなつてゐる。⁽⁹⁾

以上の工業生産および貿易高にかんする業種別比率の動向からみて、大雑把ではあるが、中部三県の工業発展がどのように見通されていたかがわかるであろう。こうした工業振興に対応すべき立地条件としては、以下のような見通しと問題点が提起されている。

エネルギー資源については、一六八%と鉱工業生産の増加率とほぼ同じ増加率を見込み、「最近のエネルギー資源に対する需要増加は著しいものがあり、特に電力のそれはその不足氣味が生産の一あい路といわれるほどに顕著である。この傾向は電力以下のエネルギー資源に比較的恵まれない当地区の地理的条件によつて今後も依然として継続するものと予想される。特に将来化学工業の生産上昇が大きく見込まれるため、消費は一層大巾に増加するであろう。このため製造工業の電力需要は自家発電自家消費も含めて、三五年は約五九億KWHに上ると予想され、三〇年基準の比率は二〇五%……となる。」⁽¹⁰⁾としている。

電力に対して、石炭は産炭地から遠いこともあって一五二%、重油については重油ボイラーセット制限規制の存⁽¹¹⁾在によつて余り多く期待しておらず、僅かに公用、発電用の需要を考え一五〇%の増加を見込んでいる。

その次には工業立地条件の一つとして「設備資金」が問題とされているが、「過去の実績から推計して、三、九六八億円⁽¹²⁾」を必要とし、そのさいの「供給額の外部資金は払込資本金、事業債、一般預金（ただし設備資金として使用可能額）、金融債、財政資金（ただし民間額）の増加額の合計」であるとしながらも、資金の供給額を予想することは困難とされている。

統いて輸送条件についてであるが、これは三五年までに陸上輸送は一八〇%、海上輸送は一六六%の増加を見込んでいる。⁽¹⁴⁾ ところでこれを内容的にみると、鉄道は一三五%、トラックが二〇〇%となって、トラック輸送の大巾増加を見込んでいる。⁽¹⁵⁾ 港湾貨物取扱量については一六六%に増加することが見込まれているが、これは「現在の港湾施設等の制約を受けて、貿易の予想が低目に抑えられているため、この意味からも港湾整備を急ぐことの必要が一層痛感される。」と問題を残している。

「建設」の部では、鉄道（国鉄、名鉄、近鉄）の新設、改良がいわれ、港湾については、名古屋港と四日市港が、道路では名神国道、名四国道および国道一九号線（名古屋—長野）、一五五号線（名古屋—富山）の改修がとりあげられている。

われわれが本稿で問題にしようとしている工業用地については、臨海工業地帯として、名古屋港における九号地の拡張、荒子川地区運河開さくおよび土地区画整理が、そして四日市港では北部臨海工業用地の造成、日永地区工業地帯の造成がいわれている。⁽¹⁷⁾

また工業用水としては、愛知用水、四日市工業用水、三重用水、濃尾用水の建設が計画されている。⁽¹⁸⁾

最後に中小企業という項目があるが、それは中小企業振興に関したものであり、主体性の確立による大企業と

中小企業との関係調整、無謀な競争の防止と経営能力あるものの指導強化、労働条件の向上と労使関係の調整、租税・金融対策による設備近代化の促進を内容とする開発の条件が示されている。

われわれは、すでに中部工業地帯の立地条件とその将来展望についてひととおり紹介してきたから、もはやこれ以上この中部経済五ヵ年計画に深く立ち入って述べる必要はあるまい。

中部経済五ヵ年計画の結論においても強調されているように、ここではトラック輸送の増大との関連で道路の改修・建設と多角的な性格をもつ港湾の整備が特に強調されているのである。さらに、高度経済成長期において問題となるエネルギー転換政策や昭和三五年頃から顕在化してくる工業用地不足問題や工業用水不足問題についてはまださほどには強く意識されていない反面がある。もともとの点については、名古屋港の改修との関連で工業用地の造成が意図されていることや、愛知用水を工業用水として利用することも、この五ヶ年計画の中には含まれていることを決して忘れてはならない。

われわれは、愛知県の工業用地造成、とりわけ名古屋を中心とする臨海性工業用地の造成計画とそれをとりまく立地諸条件の概要をみてきたが、時期的な関連からみると、この“中部経済五ヵ年計画”をうけて臨海工業用地問題に多くを関説しているのは、昭和三二年九月に発表された『名古屋市将来計画要綱』である。

この『名古屋市将来計画要綱』では、まず名古屋市の将来人口の想定を行ない、昭和四〇年に一七五万、昭和四五年に一八五万、昭和五〇年には二〇〇万余という数字をかかげ、つづいて「臨海工業地帯の造成」という計画項目に入り、この項目が計画要綱全体の重要な部分として位置づけられている。やや煩雑であるが、資料としての価値があるので、工業用水や輸送条件などの立地条件も含めて引用しておくことにする。

〔二〕 臨海工業地帯の造成

わが国四大工業地帯のうちにあって、名古屋港と四日市港を結ぶ伊勢湾の沿岸地帯が唯一の未開発地域であり、且つ最も有利な立地条件を持つものであることは何人も認めることである。従つてこの地帯の開発は国土計画の一環と見るべきであり、すでに木曽特定地域開発計画として名古屋西部工業地帯、名古屋南部工業地帯、名四国道、四日市北部工業地帯の四計画が取り上げられている所以である。名古屋の地方計画としては、国土総合開発の見地から取り上げられているこの計画を根幹として、その計画を完全ならしめるための諸計画をこれに加え、都市計画その他の諸計画をこれに調和総合せしめることを以て名古屋の将来計画策定の基盤とする。

(一) 名古屋西部工業地帯の形成

荒子川地区に運河網を堀さくし、二百八十四万坪の区画整理を行うことによつて工業適地を造成するものである。

これによつて得られる工場用地は、約百八十万坪であり、本年度すでにその横運河堀さくに着手した。国道以南を第一期とし、その以北を第二期として逐次工場用地を造成しつゝ、製油、木工、化学、鉄工業の諸工場を誘致する計画である……。(中略)。

(中略)。

昭和四十年 第一期国道以南九十二万坪完成

昭和五十年 第二期国道以北百九十二万坪完成

(二) 天白川の運河化と工場地帯造成

木曽川特定地域開発計画には入つてないが、放任すればこの地帯の無秩序と混乱は必至であるから、野並橋から河口に至る七・二秆を堀さくして運河化し、その両岸一秆巾に工場地帯を造成する。総面積二百七十万坪であり、公共用地、宅地等百八万坪を差し引き工場用地は百六十二万坪である。(後略)

(三) 名古屋東南部埋立工業地帯の造成

名古屋港管理組合がその実施主体となつて計画を推進中のものであるが、知多西岸の上野町、横須賀町、知多町地先の海面四百三十万坪を埋立て、これによつて公共用地等約九十万坪を差し引き、工場用地三百四十万坪を造成し、造船、製鉄、石油、電気等の大規模工業を誘致する計画である。(後略)

(四) 名古屋港西南部埋立工業地帯の造成

中京工業地帯と工業用地問題（上）（杉野）

この計画は、木曽特定地域開発計画に入つてはいないが、名四国道建設計画と有機的・一体をなすものであり、海部郡飛島村、鍋田地先の浅海を三百十五万坪に亘つて埋立てて二百五十二万坪の広大な重工業適地を造成する計画である。（後略）⁽²⁰⁾」

以上、『名古屋市将来計画要綱』の工場用地についてみてきたのであるが、以下この『要綱』では、名四国道建設、工業用水計画、都心部の高層化と副都心の形成、居住の配分計画、市内交通計画、輸送計画、上下水道計画、産業振興計画について記されている。

まず、この『名古屋市将来計画要綱』で注意しておくべきことは、名古屋臨海工業地帯の造成は、国家計画としての木曽特定地域開発計画として、あるいはそれと関連して展開されているものであり、従来からいわれてきたり、特定地域開発計画は大都市からはなれた後進地域開発計画だけではないのである。⁽²¹⁾ いわば当時における独占資本の蓄積運動にとって、その隘路が電力であり、したがつてその打開策の中心が電源開発であったことはいうまでもないが、地域によっては蓄積の隘路となつていて、工業用地の造成も、またその中に含まれていたということを忘れてはならない。

次に、この『名古屋市将来計画要綱』では、工業用地の造成面積は、四地区をあわせて、一、〇三八万坪、すなわち三、四二五万平方メートルとなつていて。

表3 名古屋市における工場用地造成計画 (昭和32年)	
名古屋西部工業地区	937万m ²
天白川地区工業地区	535万m ²
名古屋東南部工業地区	1,122万m ²
名古屋西南部工業地区	832万m ²

『名古屋市将来計画要綱』昭和32年より。

第三に、この埋立造成地に進出してくる業種についてみておくことにする。

表4 名古屋市埋立地区的地耐力

	埋立地区	表層地質	沖積層基底深度 (N値=20~30)	立地工場
東 南 部	七号地	貝、軽石まじりの砂 (-10) その下は粘土 (-10~-20)	-10~-15 一部分-20	東亜合成、矢作製鉄 石川島播磨重工
	八号地	シルトおよび粘土、一部 火山灰 (-10)	陸地部 -15 貯木場部 -25	貯木場
	九号地	砂(-10)、粘土(-10~-20)	北部-5から-10まで 南部-25から-35まで	(北部)中部電力、共 同、三菱、昭和、日 本石油タンク (南部)エッソ、丸善 モービル、出光石油 タンク
	南一区	-3mまで砂、それ以下 は漸次粘土(-20)	東部-5から-15まで 西部-15から-25まで	東レ、三洋化成、 東亜合成
	南二区	貝まじりの砂(-5)	東部-5まで 西部-5から-10まで	新日鉄
西 南 部	稻永埠頭	大部分粘土とシルト 一部砂(-20)	-10から-25まで 急速に変化	埠頭
	十号地	ヘドロ(-4)、砂(-8)、 粘土(-15)	-10 墓頭部は-20	東海コンクリート 埠頭
	十一号地	粘土(-4)、砂(-10)以下 東部は粘土(-22)、西部 は熱田層(粘土・シルト と砂が重層になっている)	中央部-30、東西方向へ -10から-30まで	東邦ガス、鉄鋼ふ頭 中村合板
	十二号地	不詳(ボーリング調査報 告なし)	中央部-20から-25まで 東西は-15から20まで	日本ハードボード
	十三号地	粘土、一部貝まじり (-33)	西部は-10から-15まで 東部は-15から-35まで	金城ふ頭 国際展示場

資料 『名古屋港の地盤』(改訂版)、名古屋港管理組合、昭和39年4月

○前記附地図、「名古屋港地質断面図」及「名古屋港地盤図」

○名古屋市地図、昭文社、昭和50年6月

○東海市一般図、東海市役所

まず、西部工業地帯では、「製油、木工、化学、鉄工業」とあり、これは名古屋市に既存の業種であり、それは市街地域における諸工場の移転を見込むと同時に、この地域の地耐力が弱い(表4参照のこと)ということを前提とした消費財生産業種の立地が見込まれているのである。ところが、地耐力のすぐれた天白川以

南の東南部埋立工業地帯では、「造船、製鉄、石油、電気等の大規模工業を誘致」とあり、これは旧来からの中部工業地帯で特徴的であった業種とは異なって、明らかに重化学工業化への志向を露わにしている。これを形式論理的にいえば、中部工業地帯、あるいは名古屋市における産業構造の均衡を意図したということもできようが、歴史的にみれば、日本資本主義の鉄鋼、石油化学を中心とした新しい産業立地動向に照応した誘致計画であり、業種選定であったということができよう。

第四に、注目すべきことは、名古屋東南部埋立工業地帯の造成に關して、その実施主体が名古屋港管理組合となつてゐるということである。この名古屋港管理組合というのは、「名古屋港に關する事務を行うため、地方自治法第二八四条第一項の規定に基づき、愛知県及び名古屋市が協議により規約を定め、昭和二六年九月八日内閣総理大臣によつて許可され設立された特別地方公共団体で、港湾法第三三条に規定する港湾管理者である」⁽²²⁾

問題は、「名古屋港に關する事務を行う」特別地方公共団体が、どのような理由で、工業用地の造成を行うのかということである。

名古屋港管理組合の処理する事務は、「①港湾法の規定による港湾管理者の業務（同法第一二条、第三四条）、②港湾管理者の長の事務（国の機関委任事務）である港湾区域又は港湾隣接地域内における工事等の行為の規制（港湾法第三七条）、臨港地区内における行為の届出等（港湾法第三八条の二）、港湾区域内の公有水面の埋立免許（港湾法第五八条第二項）及び海岸管理者としての海岸保全区域の管理（海岸法第五条第三項、第四項）など」⁽²³⁾であり、とりわけ工業用地の造成との関連では、①の港湾管理者の業務のなかで、「港湾計画を作成し、港湾施設の建設及び改良に關する港湾工事を実施し、港湾区域内又は臨港地区内において埋立、盛土等における土地造成を行う

こと」⁽²⁴⁾などの事務がこれに該当することになろう。

ここでは「名古屋港に関する事務を行う」が、内容的には「名古屋港に関する業務を行う」という具合に変わっているのである。このことは、港湾整備・拡充とともに物理的に生ずる浚渫土砂の処理問題、結局これは埋立や盛土によつて処理されるのであるが、結果的には土地造成することになる。そしてこの造成地が名古屋港管理組合の所有となるのである。その根拠はおそらく、国家権力による国土の領有ということが、その近辺海域の領有を含んでいるからである。したがつて、それは名古屋港管理組合の私的な所有ではなく、特別地方公共団体の所有というかたちでの国家所有であり、造成された土地は実質的には国有財産である。しかしながら、この国有財産は特殊的であり、これをどう取得し、管理し、処分するかということはこの名古屋港管理組合の権限に属するのである。組合の権限は組合議会の議決によつて行使されるが、この組合議会は愛知県議会議員から一名、名古屋市議会議員から同じく一名という編成で構成されている。ちなみにこれらの議員は、それぞれの議会議員のなかから選出されることになつてゐる。

特殊地方公共団体である以上、組合議会の構成が当該地域に関連した地方公共団体の議員によつて構成されるということは、間接的ではあれ、地域民主主義の原則をふまえているとみなすこともできる。ただし、港湾や航路などについては、漁業をはじめ海水浴や潮干狩あるいは観光などの国民生活全体にかかわつており、そこで生じてきた問題について、地域住民や国民の意見を直接的なかたちでどう反映させていくかという点では、なお課題を残しているといえよう。

われわれは、中部地方における財界の意向、名古屋市の開発方向についてこれまでみてきたが、次に愛知県が

工業用地問題についてどう考えていたかを検討しておかねばならない。そこで、われわれとしては『愛知県地方計画書』（昭和三三年一二月）について検討していくことにする。

さて、この『愛知県地方計画書』では、まず「工業構造の高度化」という項目のもとに愛知県工業の発展方向を、「（イ）国の長期計画に即応しつつ、（ロ）本県産業の特質を尊重し、軽工業の健全な伸長を期することともに、（ハ）特に重化学工業部門の拡大に重点を指向することの三点に帰結せられる。⁽²⁵⁾」と定めている。これは従来中京工業地帯においては、織維、陶磁器、木製品加工等の軽工業のしめる比重が大きかったのに対し、重化学工業化という国の政策にしたがって、この中京地区もまた同じく「重化学工業部門の長足な発展による工業の高度化⁽²⁶⁾」を図るというものであった。このことは、さきの『名古屋市将来計画要綱』における名古屋東南部埋立工業地帯の造成とそこでの業種選定において端的に表現されていた重化学工業化を想起すべきであろう。この重化学工業化のためには、なんといっても立地条件の整備が必要であり、この点では次のように考えられている。

「立地条件の整備。工業計画設定に際し、立地条件の改善は、最も留意すべき前提条件である。重化学工業の部門を重点とする本県産業発展を期するためには、臨海工業地帯の造成整備が急務であって、名古屋南部及び西南部をはじめ、荒子川、衣浦、豊橋等の造成適地を開発整備とともに、これと関連して木曽川、豊川、矢作川等を水源とする各用水の整備及び還元水の利用等により、工業用水の確保を図ることが必要である。⁽²⁷⁾」

ここでは、臨海工業用地の造成とあわせて、工業用水の確保の問題がかなり前面におしだされていることに注意しておかねばならない。

表5 愛知県における臨海工業用地造成計画面積（昭和33年）

地 带 名	埋立坪数	※	摘要
名古屋南部臨海工業地帯	433万坪	433	名古屋市、上野町、横須賀町地先
荒子川工業地帯	180万坪	—	
名古屋西南部臨海工業地帯	374万坪	374	彌富町、飛島村地先
衣ヶ浦臨海工業地帯	342万坪	(232)	半田市、武豊町、高浜町、碧南市地先
東三河臨海工業地帯	125万坪	(113)	前芝、大州崎地先
塩津臨海工業地帯	43万坪	(48)	蒲郡市地先
計	1497万坪	1200	

『愛知県地方計画書』による。

※印は同上『第五卷 総合振興計画商工業部門』のうち、「工業用地」(84ページ)に記載されている数字。

なお、この立地条件の整備の項については、以下、「港湾及び背後の陸上交通網の整備」が重要だとし、名古屋港・衣浦港の整備拡充、名四国道・東京—神戸間高速自動車国道・名古屋周辺高速循環道路の建設整備がいわれ、さらに、水力・火力発電の大拡充と原子力発電の「発達」促進、地下資源の調査活用にも言及されている。⁽²⁸⁾

さて、この『愛知県地方計画書』は、たんに愛知県だけにかぎって問題を処理しようとするのではなく、国民経済的視角、とりわけ京浜および阪神工業地帯との関連で、その特殊的役割を検討し、これと地元の諸条件とを勘案しつつ地方計画を策定しているところに特徴がある。その典型は工業用地の造成にかかる「見通し」の中に入みうけられる。それによれば、京浜工業地帯において海面埋立による臨海工業用地造成可能面積は約三七〇万坪とされ、また阪神工業地帯では約一五〇万坪とされており、これらの造成可能面積が小さいという評価のうえに愛知県の優位性、つまり造成可能面積が大きいといふことが主張されるのである。

愛知県における臨海工業地帯の用地造成計画面積は、表5のようになつて、表5からもわかることがあるが、京浜および阪神の両工業地帯に比して、

中京工業地帯の優位性を具体的にあらわしているのが次の文章である。

「工業用地については、この地区が戦時中わが国航空機工業の中心地帯であった関係から、遊休施設や軍関係の工場敷地が多く、多くの大企業がこれに着目し、多くの大工場が新設された。

愛知県の工業適地としては、内陸部に九〇カ所六一二万坪、名古屋南部・荒子川・名古屋西南部・衣浦・東三

河・塩津等の臨海工業地帯の埋立造成地として一、八〇四万坪がある。特に名古屋南部をはじめとする臨海地区の埋立は京浜・阪神工業地区におくれて着手されたが、臨海地区の工業用地が入手困難となりつてある現在、この計画の早急な完成が望まれる。⁽³⁰⁾

もともと、ここでいわれる埋立造成地は一挙にできあがるものではなく、その計画年

次については次のように云われている。

「臨海工業地帯における埋立適地は全体で一、一一〇〇万坪であるが、昭和三三年から昭和四〇年までには四五〇万坪が埋立てられ、このうち二八七万坪が工業用地にあてら
れる。⁽³⁰⁾」

その地帯別内訳は表6のとおりとなっている。

また工業用地造成についてより具体的にみると、「名古屋南部臨海地区は、名古屋港から知多半島に沿って南にのび横須賀に到る地区⁽³⁰⁾」であり、「現在九号地の埋立工事が実施されつてあり、今後も名古屋港の深漁と同時に埋立工事が続行され、昭和四〇年までに三二八万坪が埋立造成され、そのうち二三六万坪が工業用地にあてられる。⁽³⁰⁾」と

表6 愛知県臨海工業地帯造成計画（昭和33—40年）

地帯名	埋立坪数	工場敷地	摘要
衣 浦	66万坪	24万坪	半田市、碧南市、武豊町
名古屋南部	328万坪	236万坪	名古屋市、上野町、横須賀町
東 三 河	56万坪	27万坪	豊橋市、田原町
計	450万坪	287万坪	

『愛知県地方計画書』、第五巻、332ページ。昭和34年。

している。

さらに昭和四〇年までには、荒子川地区が区画整理事業で一〇万坪、衣浦地区が六六万坪の埋立のうち二四万坪、東三河地区は五六万坪の埋立て二七万坪が工業用地にあてられる。なお東三河地区のばあい、旧飛行場跡二三万坪に東都製鋼が建設中となつて ⁽³¹⁾ いる。

この埋立面積では、名古屋市の『浮来計画要綱』の数字と若干異なつてゐるが、その点は余り大きな問題ではない。問題なのはその内容である。すなわち『地方計画書』の別項においては「工業適地」に関して次のような記述がみられ、いわゆる「工業用地」問題の本質が露呈してゐる。

「旧市内における空地のうち、一万坪以上の団地の総面積は三五万坪と推定される。このうち工業専用地区八万六千坪、工業地域五万七千坪、準工業地域一八万坪となつてゐる。これらはいずれも一～二万坪内外のものであり、大規模工場の適地としては不適当である。」⁽³²⁾

ここでは、重化学工業化を極力おしすすめようとする愛知県の政策として、ひいては国家政策として、もはや一～二万坪程度の工場用地は問題ではなく、あくまでも巨大独占資本に必要な「大規模工場の適地」が求められているのである。これが昭和三三年の段階において、日本資本主義が当面する工業立地政策上の課題であったのである。

かくして、愛知県でも「大規模工場の適地」が選定されることになるが、それが荒子川地区の一八〇万坪とあわせて、「天白川下流七・二糠を運河化し、その両岸に総面積二七〇万坪の工場適地を造成することにより、公用地を差引き一六二万坪の工業用地を提供しうる。また現在の工場用地として、名古屋港一二号地の飛行場跡

の遊休地二六万坪が挙げられる。……名古屋南部に水深マイナス二メートル以下の埋立適地が四三〇万坪あり、これが埋立により公共用地を差引き工業用地三四〇万坪の造成が可能である。この埋立適地は、名古屋港域の一部であつて工業用水を確保すれば、中部経済圏における最も立地条件に恵まれた大規模工場適地を供し得ると考えられる。⁽³³⁾」（傍点——杉野）

(単位 万坪)				
区分	総数	農地転用	海面埋立	その他
従業者200～300人以上の工場	730	331	287	112
その他の工場	252	195	—	57
合 計	982	526	287	169

以上、みてきたことからもわかるように、この『愛知県地方計画書』では、重化学工業化を念頭において大規模工場用地の造成が中心課題なのである。しかも工業用地の造成条件にかんする京浜・阪神両工業地帯との対比で中京地区が優越することを示したうえで、愛知県の具体的な海面埋立による大規模工場用地の造成が主張されているのである。したがつて、これは単なる愛知県の工業立地政策ではなく、まさしく日本独占資本の工業立地政策であったのである。このことは、小規模なものでも一五万坪の工業用地が問題とされており、かりに工業用地が分割形態で払い下げられるにしても、その用地買収資金の調達ともからんで、やはり独占資本本位の用地造成政策であるということができる。

ちなみに、県土利用計画においては、この海面埋立による工業用地利用は次のように考えられている。

「将来の工業用地を、従業員一〇〇～三〇〇人以上の工場分とそれ以下のものとに分ち、次のようにその充足を見込むものとする。(上表⁽³⁴⁾)」

ここで海面埋立による工業用地の造成の階級的性格が明確にあらわされている。「従業員

「一〇〇～三〇〇人以上の工場」という範疇をそのまま独占資本と見做すことはできないが、それでも海面埋立による工業用地は、従業員二〇〇人未満の工場は利用できない、という企業規模による「差別」がこの利用計画の本質なのである。従業員規模二〇〇人～三〇〇人以上の、しかも臨海性という立地メリットを生かした工場であるから、それは重化学工業に関連があるものということになり、重化学工業に関連のない小規模ないし零細工業は海面埋立地への立地はできないのである。

海面埋立による工業用地が独占資本によってのみ利用されるという前提のもとに計画された『愛知県地方計画書』の本質を、われわれは十分に見抜いておく必要がある。ただし、次のことも看過してはならない。つまり、資本制生産のもとでは、とりわけ独占段階においては、社会的生産力の発達が、資本によって、否、独占資本の蓄積運動によつてもたらされるということである。さらにはこの場合には、国家政策の一環として、すなわち国家の動員というかたちで行なわれているということから、国家独占資本主義における生産力の発達として捉えなければならないということである。

ここで、われわれは国家による工業立地政策がどのような方向で展開されようとしていたのかについて検討しておかねばならない。そのさいに、一般的ではなく、少くとも中京工業地帯を念頭においた国家政策が問題とされねばならない。

昭和三四年九月二三日に、科学技術庁資源調査会勧告第五号として出された『中京工業圏確立に関する勧告』は、まさにかかるものとして検討の対象となるものである。

この『中京工業圏確立に関する勧告』では、工業圏確立のための諸問題として「工業立地政策の転換」という

視点がうち出され、次のような点が主張の前提とされている。

すなわち工業立地は、臨海造成地のみならず、業種によつては内陸部などに立地しても、「立地的なコストの差は決して大きくなく」⁽³⁵⁾、したがつて「工業の立地が広い選択の範囲をもつことになれば、工業は単に経済的基礎ということによつては必ずしも一つの地点にしばりつけられないということになる」⁽³⁶⁾、というのである。これらの文章が抽象的に展開されているかぎりでは正しい側面をもつてゐる。だが、この『勧告』が各業種について比較考察している「a 原材料輸送費、b 電力費、c 用水費、d 用地金利、e 労賃、f 製品輸送費」などといった立地因子は、いずれも生産立地因子である。したがつて、生産した商品をどこでどれだけ販売し、どれだけ実現しうるかという地域販売率を考慮した市場条件は無視されている。この市場条件が無視されるならば、現実における販売市場の独占度はもとより生産立地因子でもある地方財政の独占による支配度等々といった広義の市場立地因子の考察が欠落するのは当然である。あまつさえ生産立地因子についても、既存の企業におけるこれらの諸条件は、いわば政治経済的諸関係の結果としてあらわれてきているものである。したがつて巨大独占企業と中小企業とでは、地方公共団体との力関係、さらにその利用形態と利用度も大きく異なるであろう。そればかりではない。輸送諸手段の独占的利用、電力や用水の独占的使用、こうした独占にかかわつて生ずる優利な条件、利用・使用料金の低廉さ、その利用・使用時間などについての優遇措置、こうした点は巨大独占企業には保証されるが、中小企業にはなんらの保証もない。ちなみに、資源調査会が、立地条件について「地域較差の試算」として考察したさいの工場規模は次のようなものであった。

① 製鉄業＝銑鉄一四〇万トン／年、粗鋼二〇〇万トン／年の一貫工場。

② 特殊鋼工業＝構造用炭素鋼材年間二五、〇〇〇トンの専門工場。

③ 自動車工業＝乗用車シャーシの生産を主体とする量産工場。生産台数月間一万台。

④ 家庭用電機工業＝テレビ受信機の量産工場。生産台数年間二〇万台。

⑤ 石油精製工業＝日産四万バレル。

⑥ 合成樹脂工業＝塩化ビニール樹脂（ポリマー）を月産一千トン。

⑦ 合成繊維工業＝アクリルニトリル短繊維を日産三〇トン。

⑧ 硬質繊維板工業＝アスブルンド製造法により年産二万トン⁽³⁷⁾。

これをみればわかるように、昭和三三年という高度経済成長期以前の段階においては、これらの工場規模は日本でも有数の生産設備をもつた企業に照應するものであり、ほとんど独占的大企業としての性格をもつものである。したがって、独占的大企業としての工場立地という論理が考察の底流にあり、そのかぎりにおいて生産立地因子をめぐる諸評価もまたそのようなものとして措定されているのである。われわれが以上のことをふまえて、さきの「主張の前提」を検討するならば、ある業種の独占的大企業にとっては、どこに立地しても「立地的なコストの差は決して大きくなく」なるような政治経済的な措置をとっているという別の表現となるであろう。つまり独占的大企業にとってみれば、そうした政治経済的な措置がとれるかぎりにおいて、「工業の立地が広い選択」の範囲をもちうるのであって、資本規模を無視して、あるいは独占とアウトサイダーの差異を抜きにして、工業立地の範囲が経済性（利潤率視角）を抜きにして「広まる」というわけでは決してないのである。ここに科学技術資源調査会「勧告」の階級的性格が露呈されているが、それは以下三点にわたる「主張」においても一貫し

ている。

さて、主張の第一点は、工業用地の造成と経済性に関するものである。

「埋立地造成政策が発展した基礎は、港湾の整備という公共事業の裏づけにあった。したがって、港湾の整備という条件から財政的な支援をうけて埋立地が造成され、造成された埋立地に工場を誘致するという政策がとらえてきた。したがって、必ずしも国ないし地域全体の工業発展という立場から工業立地が考えられたものでないと同時に、埋立地造成が港湾整備という財政的支援によることが多いために埋立地造成の経済性をたかめる努力に欠けるきらいもないではなかった。臨海地域開発促進法（案）がねらいとするところは、この埋立地に立脚した工業地帯の整備であるが、これが埋立地という視野に限られるかぎり、新たな工業立地の動向に即応することはできない。埋立地の造成を経済的な基準で再検討するとともに、地域的な工業の配置という見地から内陸部の工業の発展をふくめてあらためて検討しなおすことが必要である。⁽³⁸⁾」

この主張にはかなりの問題点がふくまれている。

それは第一に、「埋立地造成が港湾整備という財政的支援による」ものであるとし、独占資本のための工業用地造成費が、たんに地方財政の「用地造成費」という項目以外に、国および地方財政の「港湾整備費」などの諸項目を含んで支出されているということが、明らかにされていることである。これが、いわば国家および地方財政資金の支出によって、工場用地を最終的に取得する独占的大企業の資金支出を肩がわりするものであることはいうまでもない。

したがって「国ないし地域全体の工業発展という立場から工業立地が考えられたものでない」ことは当然のこと

とである。しかもまた、私的所有制を基礎とする資本制生産様式のもので、そうした「国ないし地域全体の工業発展という立場」から大企業の立地を想定するということを背景とした問題指摘自体が、きわめて観念的かつ現実を無視した発想であるといわなければならない。

そうした観念的発想がもつ欠陥から生ずる論理的帰結として、「埋立地の造成を経済的な基準で再検討する」ということになるのだが、おそらくここでいわれていることは、造成地譲渡価格の再検討、つまり財政支援ぬきの造成費に一定の利潤を付加した価格を譲渡価格にしてはどうかということであろう。しかしながら、国家権力を動員しながら国および地方公共団体の財政資金を利用してしながら、埋立造成費価格（原価主義にもとづくかぎり譲渡価格）を不正に低廉化してきた独占資本の蓄積運動をかんたんに抑制することができるであろうか。「国ないし地域全体の工業発展」を観念的に計画しても、その現実的な扱い手は巨大な独占的大企業であり、しかもその運動の推力は、「国ないし地域全体の工業発展という立場」ではなく、まさしく利潤、独占利潤の追及という立場からなのである。ここに資源調査会の第一の主張が全く観念的なものであるというだけでなく、むしろ独占的大企業の行動様式（利潤追及のための）を隠弊するという役割すら果すことになっているのである。

この資源調査会が主張する第二の点は、工業誘致政策についてである。

「これまでの工業誘致政策は、府県あるいは市町村が主体となって工業の誘引を行つてきた。……工業を誘引するに急なあまりに、個々の企業の要求に耳を傾けすぎる場合には、地域ないし都市の発展を乱し、あるいは偏ったものにするおそれがある。工場が従業員住宅とともに孤立して都市の発展の中に消化されない異質のものとして残ることは通常見られる例である。地方自治体の工業誘致政策は、あくまでもその地域の基本的な計画にの

つとつて行うべきものであつて、決して工業誘致のために基本的計画を乱さないようにしなければならない」⁽³⁹⁾この第二の主張では、二つの点が抽象的でかつ曖昧である。

その一つは、「地域ないし都市の発展を乱し、あるいは偏ったものにする」という表現についてであり、他は「地域の基本的計画」ということの中味についてである。

まず第一の点についていえば、われわれが「地域や都市の発展」というのは、一つの労働者階級や農民などの立場からみて、地域住民の生活が豊かになり健康が守られていくことを意味し、他方、資本家階級の立場からすれば、資本蓄積運動が十分に展開され、その結果としてビルや工場が立地していくことをいう捉え方である。つまり「地域や都市の発展」を現象的にではなく、その内容を問題とするのである。そのかぎりでは、地方財政の収支の内容や地域における賃金・物価水準、あるいは独占の地域支配度や地域労働者の組織度なども問題とされねばならない。しかしながら、社会科学的視点を欠落させたばあいには、きわめて現象的なかつ観念的な把握の仕方となり、たとえば都市計画図に対応させながら工業地区、商業地区、あるいは居住地区が拡大していくことをもつて、「地域の発展」と理解する結果になりかねない。その点からすれば、「工場が従業員住宅とともに孤立して都市の発展の中に消化されない異質のものとして残る」という捉え方とその表現は、まさしく都市・地域問題を前述の現象的に捉える「発展」論に陥っている。

こうした思考を基底とすれば、「地域の基本的な計画」というのは、土地利用の計画でしかない。もともと個別企業の工場とその従業員住宅が地域社会の中で、あるいは土地利用計画上異質のものとして残るのは、工場立地が無政府性におこなわれたためである。また従業者住宅の孤立性も、企業による労働者の管理方式の一環とし

て生じるばかりが多く、たとえば君津市の「八幡町」や広島市の「三菱団地」などがその例である。したがつて現象としては土地利用計画上の異質のものとしてあらわれるかもしれないが、独占的大企業にとっては、そうした地域配置と地域計画との異質性はなんら問題となりえないものである。大企業にとってみれば、安い土地を購入して社宅を集中させることにより、いわば労務管理の延長線上において世帯管理（生活管理）を行いうるからである。また自社購買施設の設置により、賃金をば即時的に回収することも可能となる。個々の労働者にとっては、低賃金に対応すべくそした社宅に入らざるをえないし、副次的にはいえ自社通勤バス（これ自体労務管理と一体である）等によつて、職住間の交通問題を一応解消されることになる。いづれにせよ、安くて広い住宅用地が必要なのであって、そのかぎりでは「価格」関係を抜きにした地域の観念的な土地利用計画と「異質性」をもつた現実の土地利用が生じてくるのは資本制生産様式のもとでは必然的なのである。私的大企業の立場に立脚するかぎり、工場立地の無政府性についてはともかく、その社宅（居住用地）の立地についても、地域や都市の基本計画とは異質のものにならざるをえない。もしこれを一致、もしくは同質的なものとしようとすれば、私的大企業の論理に照応した都市計画や地域計画を、地方公共団体が作らざるをえないということになるであろう。もつと極端に云えば、地方公共団体が、私的大企業の従業者社宅用地を先行的に取得し、あわせてその低価格、低利子、長期分割払というかたちで大企業に提供するという方式を採用せよといふことが、ここでは主張されていわるのかもしだれない。

工場立地や住宅立地も、資本主義という私的所有制度に立脚しているかぎりにおいては、いずれも無政府的、無計画的にならざるをえない。したがつて地域計画上における「異質の」原因を資本制生産とその立地上の特殊

性に求めず、個別企業や個人の責任に転嫁するのは、いわば滑稽ですらある。地域や都市における土地利用計画を机上において設定し、それと異なるものを問題とするのは、資本制生産における立地の無政府性という現実を把握しない非科学的な態度であるといえよう。

主張の第三点は、企業の立地政策についてであるが、これもまた第二の点と同一軌道上の問題がある。

「工業自体の立場からみると、原料・土地・水・輸送の立地条件とともに重要なのは労働力である。……しかし、従業員の住宅は通常孤立した地区におかれており、都市の中に融合しにくい性質をもっている。また、大体の場合、単なる住居を提供するにすぎない。……工業の側からしても、単に自身の企業の内部において閉鎖されたコミュニティを形成することなく、一歩すすんで、もっと全般的に計画された地域ないし都市のなかに従業員の住宅を提供すべきである。⁽⁴⁸⁾」

論理は現実的でなければならない。この第三の主張は、それ自体としては誠に結構ではあるが非現実的である。問題の第一は、都市の計画化された地域に従業員の住宅を提供するとき、その費用はいったい誰が負担するのか。地方公共団体か私企業か、それとも労働者自身によって支払われるのであるか。その具体的な内容が提示され、私の企業にとって「有利」と判断されたときにのみ、地域計画と私的企業の行動とが一致するのだということを第二の点とあわせて考えるべきであろう。すなわち、『勧告』が主張している第二の工場誘致政策も、第三の企業の立地政策も、ともに現実の社会経済諸関係を無視した観念論の域にとどまつたものといわねばならないであろう。もともと考え方次第では、この『勧告』の主張が、第一の内陸工業用地の造成に対する諸優遇措置の配慮といった点も含めて、大企業の論理に照応しているということでは、現実性をもつた主張であるといえよう。

したがつて、この『勧告』がいつているところの工業立地政策の転換といわれるものは、次の二点に要約できる。

すなわち、内陸部における工業用地造成については、地方行政の積極的な支援をすべきだとしていること、工業立地政策では、都市計画や地域計画と関連させつつ行政的にも一定の配慮をすべきだという二点である。そしてそのいずれもが、既にみてきたように独占的大企業の資本蓄積運動にとってこれを利する勧告内容であったということである。

愛知県を中心とした中京工業地帯における用地造成と工業立地政策の展開が、計画そのものにおいても、また内容についても、独占的大企業本位のものであったということは、高度経済成長に先行する時期においてすでに明らかにしうるのである。

- (1) 山本正雄編『日本の工業地帯』、岩波新書、昭和三四年、一三二一ページ。
- (2) 同前、一三二一～一三三ページ。
- (3) 『愛知県地方計画書』、第一巻、愛知県、昭和三三年、三二一一ページ。
- (4) 『中部経済五ヶ年計画』、中部経済連合会、中部開発促進委員会、昭和三二年、序。
- (5) 同前、六ページ。
- (6) 同前、七ページ。
- (7) 同前、八ページの「貿易高構成比」より。
- (8) 同前、七ページ。
- (9) 同前、八ページの「貿易高構成比」より。
- (10) 同前、八ページ。
- (11) 同前、八九九ページ参照。

- (12) 同前、九ページ。
- (13) 同前。
- (14) 同前、一〇ページ参照。
- (15) 同前、一〇ページ参照。
- (16) 同前、一〇ページ参照。
- (17) 同前、一五ページ参照。
- (18) 同前。
- (19) 『名古屋市将来計画要綱』、名古屋市、昭和三一年。
- (20) 同前、なおページ数は付されていない。
- (21) たとえば佐藤巣『日本の地域開発』、未来社、昭和四〇年、八八八九ページ参照。
- (22) 『事務概要』（昭和五〇年度）、名古屋港管理組合、四ページ。
- (23) 同前、一一ページ。
- (24) 同前、一一ページ参照。
- (25) 『愛知県地方計画書』、昭和三三年一二月、愛知県、一六ページ。
- (26) 同前、同ページ。
- (27) 同前、一七ページ。
- (28) 同前、一七八九ページ。
- (29) 同前、八五ページ。ただし、「埋立造成地として一、八〇四万坪」とあるのは、内陸部の六一二万坪をもあわせた面積である。
- (30) 同前、第一卷、九五ページ。
- (31) 同前参照。
- (32) 同前、第一卷、三六四ページ。
- (33) 同前。

34) 同前、四九二ページ。
35) 科学技術庁資源調査会『中京工業圏確立に關する勧告』、昭和三四年、二七九ページ。
36) 同前、二八〇ページ。
37) 同前、六七、七六、八四、九一、一〇〇、一〇九、一一九、一二四の各ページ。
38) 同前、二八〇ページ。
39) 同前、二八〇～二八一ページ。
40) 同前、二八一ページ。